

はじめに



かつてこの地を統べた護佐丸は、太平洋からの「あがいていーだ」を見つめ、中城の未来に思いを馳せていたのではないのでしょうか。

中城村には豊かな自然、世界遺産の中城城跡をはじめとする歴史文化遺産、そして、いきいきと暮らす村民の笑顔に支えられた日常の風景など、豊かな景観が数多くあります。

これらの豊かな中城村の景観を保全・創出し、すべての村民が心豊かに暮らし、とよむ中城を実感することができるまちにするため、この度、良好な景観形成の指針となる「中城村景観計画」を策定しました。

連綿と続く本村の歴史の中で育まれたこれらの景観は、すべての村民にとっての共有財産です。そして、先人たちが創り上げ受け継いできたこの景観を、将来の世代に確実に継承し、その魅力を生かしながら、地域やまちの活力を高めるために新たな景観を描くことは、私たち村民一人一人に課せられた大きな責務であります。

しかし、形だけの景観整備や行政による一方的な規制だけでは、良好な景観形成は実現しません。「村民」、「事業者」、「行政」がそれぞれの役割のもと、未来に思いを馳せ、協働による景観づくりに取り組むことが大切です。そして、将来の世代に、誇りと責任を持って繋いでいくことのできる景観づくりを進めていきたいと考えております。

最後に、本計画策定にご尽力いただきました中城村景観計画策定委員会の委員の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました村民の皆様や関係者の皆様にご心より感謝を申し上げます。

平成27年4月

中城村長 浜田 京介

目 次

第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 景観と景観形成	2
2. 中城村に関連する景観関連施策の状況	3
3. 中城村景観計画の位置づけ	6
第2章 景観特性と課題の整理	7
1. 中城村の概況	7
2. 中城村の景観特性	8
3. 中城村の景観構造	17
4. 景観形成上の問題点と課題	19
第3章 良好な景観の形成に関する方針	21
1. 基本理念	21
2. 景観形成方針	22
3. 要素ごとの景観形成方針	24
第4章 景観計画区域の設定	31
1. 景観計画区域の考え方	31
2. 景観形成重点地区の設定について	31
3. その他の施策による景観の保全	31
第5章 行為の制限に関する事項	33
1. 景観形成重点地区の行為の制限に関する事項	33
2. 一般基準地区の行為の制限に関する事項	39
第6章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項	42
1. 景観重要建造物	42
2. 景観重要樹木	43
第7章 屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方	44
1. 村内における屋外広告物の掲出状況	44
2. 基本的な考え方	44
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項	45
1. 基本的な考え方	45
2. 景観重要公共施設とは	45
3. 景観重要公共施設の指定候補	45
第9章 景観まちづくりの方策	46
1. 協働で進める景観づくり	46
2. 景観計画の運用	46
資料編	50

第1章 計画策定の背景と目的

この半世紀、我が国においては、高度経済成長を背景に便利で物資にあふれた高い生活水準を実現してきた反面、多くの地域性、豊かな景観が損なわれてきました。沖縄県内においても、大規模な開発や宅地のスプロールによって、多くの自然環境や農地、古くからの伝統的集落が失われてきました。市街地においては、様々な形態、色彩の建物が地域の歴史文化との調和を無視して立地するなどした結果、多くの市街地が緑を失い、周辺環境と全く調和しない建築物や、張り巡らされた電線と氾濫する広告看板によって構成された街に変貌していきました。

また、産業の基盤であった農業が衰退傾向にあり、良好な農村景観を保全していくことが難しくなりつつある現状もあります。

しかし近年、社会が成熟化するとともに人々の価値観は、経済重視から人間重視の時代へと変わりつつあります。環境問題に対する関心が高まり、生活の質を向上することがより重視されるようになりました。今日では、自然環境や地域の歴史・文化を活かしたまちづくりが求められており、景観形成の重要性が唱えられています。

中城村は、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産登録された「中城城跡」をはじめ、独自の歴史・文化を有し、緑地や海などからなる豊かな自然環境や、サトウキビ畑による農村地域としての生業を発展させてきました。さらに、那覇及び中部の都市圏に近接しながらも、これらの自然、歴史環境が良好な形で保持され続けており、周辺市町村と比較した場合にも、極めて貴重なケースであると考えられます。

一方で、南上原や久場、泊、幹線道路沿いなど、宅地開発や企業誘致が進展する地域も出てきており、特に南上原地区においては、区画整理事業の進捗により、多くのマンションや住宅、店舗等の立地が進んできています。こうした流れは、村の活力ある将来に向けての明るい材料ではあるものの、無秩序な開発行為が行われた場合は、「中城城跡」等の歴史・文化遺産や豊かな自然環境等が織り成す中城村らしい風景が損なわれていく可能性も否定できません。

平成15年に国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を公表し、行政の方向を美しい国づくりへと大きく舵を切ることを宣言しました。そして、平成17年、我が国で初めて景観を対象とした基本的かつ総合的な法律として、「景観法」を全面施行しました。これらは、全国各地で行われてきた自治体による景観条例制定や市民による景観訴訟など、景観に対する社会的関心の高まりを背景として行われた政策です。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような未曾有の大災害に対する不安が増大するなど、景観と防災という新たな視点で地域を見つめ直すという機会が求められるようになりました。

このような社会情勢の変化を踏まえ、新たな中城村における総合的な景観形成を図ることを目的として、本計画は、自然、歴史、文化等を活かしながら、開発と保全のバランスを保ち、さらに村民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成を図ることを目的として策定するものであり、本村における今後の景観施策を実現していくための基本的方向や景観法に基づく実効性のあるルールを定めていくことを目的とします。

さらに村民、事業者、行政等それぞれの主体が景観づくりを進める上で共有できる、目標や方向性を示すとともに、地域の景観と調和した適正な整備・開発を誘導するルールを示し、村民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、協働により計画的、実効的な景観づくりを進めていきます。

1. 景観と景観形成

(1) 景観とは

この計画で守り育て、次の世代に継承していく、『景観』とは何でしょう。

私たちは、普段、建物やまち並み、山や川や海、木や花、田や畑、人々の暮らしなど日ごろ接しているまちの様子を「風景」や「景色」と呼んでいます。そこに見る人の思いや感じ取る印象が加わるとき、それは『景観』へと変わります。

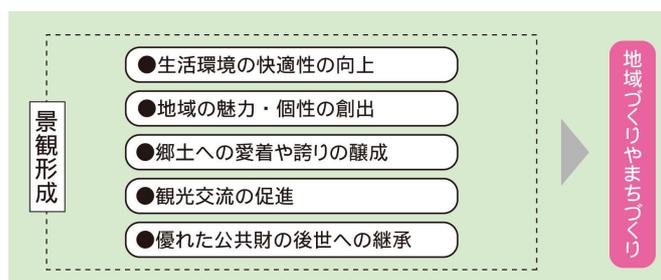
この計画では、『景観』は、目に見えるものだけではなく、私たちが感じるもの全てを指します。目に見える姿・眺めそのものである『景』と、目にする人々の価値『観』で捉える見方、感じ方、印象の両方を併せ持つものです。



景観は、毎日を快適に心豊かに過ごすために大切なものであり、地域への誇りと愛着を育み、住む人や訪れる人に潤いと安らぎを与えます。また、景観は、村民共有の財産であり、次世代に継承していくべき貴重な資源でもあります。

(2) 景観形成とは

景観形成とは、単に視覚的に美しいものを守り育てるというだけでなく、地域の人々が生き生きとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」や「まちづくり」につながるものであり、次のような意義をもっていると考えられます。



図：景観形成の意義

- 生活環境の快適性の向上**：花と緑にあふれた美しいまちなみや水と親しめる公園の整備など、潤いとやすらぎの感じられる景観の形成は、生活環境の快適性の向上につながります。
- 地域の魅力・個性の創出**：地域独自の自然や歴史・文化、産業等を活かした景観形成は、地域の魅力や個性を創出します。
- 郷土への愛着や誇りの醸成**：地域の美しい景観を改めて見直したり、近隣の人達と協力して花木や樹木を植えるたりするなど、自ら景観形成に取り組むことは、自分達の郷土への愛着や誇りを醸成します。
- 観光交流の促進**：中城村らしい景観形成に取り組み、地域性豊かなまちづくりを推進することは、訪れる多くの人々の共感を呼び、魅力を高め、観光や交流を促進することにつながります。
- 優れた公共財の後世への継承**：景観は全ての人々が共有する大切な財産です。過去から受け継いできた美しい景観を守り育て、質の高い景観を創造することは、優れた景観という公共財を継承することとなります。

2. 中城村に関連する景観関連施策の状況

(1) 第四次中城村総合計画（基本構想：平成24年～33年度）

第四次総合計画では、村民一人ひとりが「心豊かな暮らし」を実感するとともに、すべての人々が中城村に「住んでみたい」、「住みたい」と思えるような村づくりを将来像として掲げ、心豊かに暮らしていく為の、土地利用毎のきめ細かい施策展開を示しています。本計画においては、第四次総合計画との整合を図りながら検討を進めていく必要があります。

●将来像：「心豊かな暮らし～住みたい村、とよむ中城～」

●基本理念

①「自然・歴史・文化」を受け継ぐ村づくり

自然・歴史・文化の価値を再認識することによる村民共有財産の継承

②「安全・安心」を築く村づくり

日々の暮らしの中での安全・安心が確保された環境の創出

③「暮らし」を描く村づくり

機能的で充足した生活環境や経済的安定を得ることによる活力の向上

●景観形成に関する施策展開

①安全性に配慮した斜面緑地の保全

- 急傾斜危険区域及び崩落危険箇所についての安全性を確保しながら、斜面緑地の適切な保全を図っていきます。

②歴史的環境を生かした景観形成

- 中城城跡の周辺部においては、斜面緑地の保全と共に、史跡地周辺のバッファゾーンとして、歴史的環境の魅力を高める景観形成に積極的に取り組んでいきます。
- 村内各地に点在する御嶽や拝所、村ガーンなどの文化財を核として、歴史の継承と合わせた集落地の景観形成を進めます。
- 歴史ある樹木、すぐれた景観のある樹木や樹林、また集落内環境における大木や生垣などの育成保護に努めます。

③景観計画と連携した取り組みの実施

- 中城らしさに配慮した公共施設用地の緑化等、人々の交流をよりいきいきとさせる身近な景観の保全・創造に努めていきます。
- 通学路など、村民の生活の中で使用頻度の高い村道の交差点まわりにおいては、「まちかど」としての景観演出に配慮し、広告物や自動販売機等の設置を抑えていきます。
- 住宅における生垣づくり等によるうるおいのあるまち並みづくりを進めます。
- 景観を守っていくために規制すべき建築物の高さ等を設定し、より良好な景観形成を図っていきます。
- 村の実情に合わせた景観施策を行っていくため、景観行政団体への移行を目指します。

(2) 中城村都市計画マスタープラン（平成11年3月）

中城村都市計画マスタープランは、第2次総合計画の実現を目指し、概ね平成28年を目標年次として、全体構想と地域別構想が策定されています。第4次総合計画策定の動きの中で、都市計画マスタープランについても、より現在の実情に対応したものへと見直しを図る必要があります。このような中で、都市計画マスタープランにおける取り組みが、中城らしい景観形成となるよう、本計画の関連計画として、検討を進めていくことが望ましいと考えられます。

●基本理念：「人と自然・歴史が織りなす 明るく住みよい田園文化都市・中城」

●目標とテーマ

- ・中城ならではの自然と歴史の環境・景観を守り、育てていく。
- ・都市活動の拠点を整備し、それらをつなぐネットワークを構築していく。
- ・現代の暮らしにふさわしい生活環境としての質を高めていく。
- ・農村的利用との共生に配慮しながら、都市的土地利用の計画的拡大を図っていく。
- ・本村の性格に合った産業を振興し、生産を高め、活力が発揮できる基盤を形成していく。

(3) 中城村自然環境の確保に関する条例（平成11年3月）

世界遺産である中城城跡周辺の景観を保全するため、「中城村世界遺産バッファゾーンの景観条例」を定めています。ここでは、「歴史的文化的景観保護地区」を定めて、以下の各号に掲げる行為を行う場合は、規則で定める基準に従い、当該行為に着手する3か月前までに、届出書に別表の明示すべき事項を添付し村に届け出なければならない、としています。

しかしながら、その範囲が狭いことや西側において定められていないことなどを踏まえ、本景観計画においては、これらの範囲外においても良好な景観を保全していくための仕組みを検討する必要があります。

- (1) 建築物等の新築、増改築、移転又は撤去
- (2) 土石類の採取等又は土地の形質変更
- (3) 大規模な木竹の伐採

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、届出を要しないものとする。

- (1) 非常災害時のため必要な応急処置として行う行為
- (2) 村民の農業経営に伴う、軽微な工作物の設置等
- (3) 木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、又は森林病虫害防除のための木竹の伐採等
- (4) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

3 村は必要な限度内において、歴史的文化的景観保護地区内における行為に条件を付すことができる。

(4) “美ら島沖縄” 風景づくりのためのガイドライン（平成19年1月）

沖縄は、自然環境面・文化面において、個性的で貴重な特性を有しており、これは他の地域にはない魅力・資源であり、今後、沖縄の特性「**沖縄らしさ**」を十分に活かした沖縄振興を推進していくことが求められています。

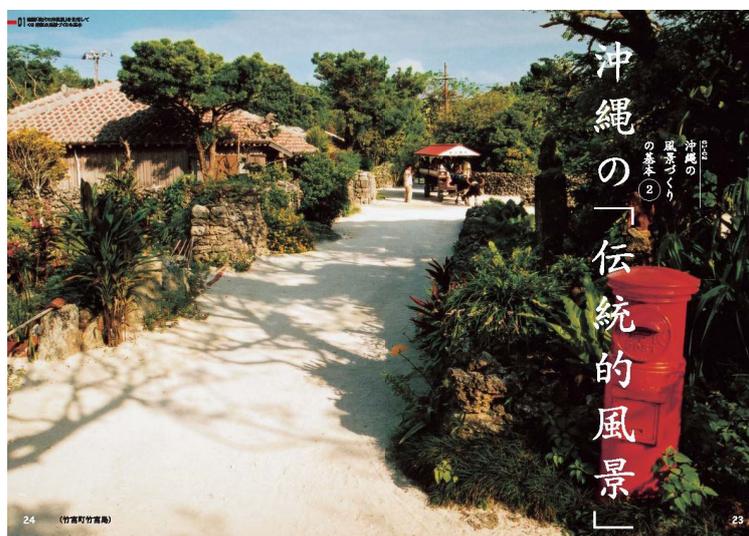
これまでの沖縄における地域振興を進めるに当たっては、社会資本の整備等の諸施策を着実に進め、経済面・生活面で相応の成果が上がってきたものの、必ずしも満足いく「**沖縄らしい風景**」の創出がなされたといえない面があります。

今後、社会資本整備を進めるに際しては、「**沖縄らしさ**」を十分活かした「**風景づくり**」に配慮することにより、美しく豊かな生活環境の実現、観光・交流・産業等の振興を促進し、沖縄振興を推進することが必要と考え、内閣府沖縄振興局及び沖縄総合事務局が、有識者等で構成する『“美ら島沖縄” 風景づくり検討会』を平成17年度から開催し、沖縄の風景イメージおよび**沖縄らしい風景づくりのためのガイドライン**を検討してきました。

今般、その検討結果として、『現代の沖縄風』をテーマに『“美ら島沖縄” 風景づくりのためのガイドライン』をとりまとめられ、本景観計画における指針としていく必要があります。

沖縄らしい風景づくりの視点

- 1 一括りにできない「**沖縄らしさ**」
- 2 無秩序に使われてきた「**沖縄らしさ**」の表現と「**地域らしさ**」が反映されない**沖縄の風景**
- 3 **沖縄らしく美しい風景**と新たに**つくられてきた沖縄の風景**
- 4 地域の一貫した取り組みと、調和のとれた**風景**が主役であることの認識



(5) 沖縄県屋外広告物条例（平成22年4月）

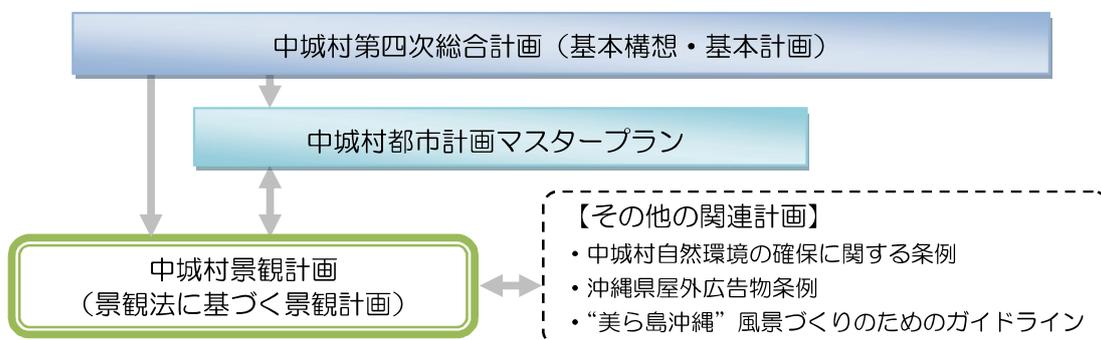
沖縄県では、沖縄県屋外広告物条例を制定し、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物について必要なルールを定め、適正な規制や誘導を行っています。

3. 中城村景観計画の位置づけ

本計画は、前項で示した社会情勢の変化や、村内における人口の増加等を踏まえ、中城村における総合的な景観形成を図ることを目的として策定するものとし、中城村における今後の景観施策を実現していくための基本的方向や、むらづくりに関する景観面からのルールを示した景観法に基づく計画とします。

景観計画の目指すべきところは、必ずしも強い規制をかけるということではなく、村民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「中城村の景観」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くしようと実践していける計画であるか、というところです。

今回の景観計画策定にあたっては、各種関連計画に示される理念や将来像を、景観形成の面から実現していくための計画と位置づけ、法定計画のみの策定だけではない、「景観まちづくり」を総合的に推進するための計画と位置づけます。



図：中城村景観計画の位置づけ

景観計画は、平成16年に制定された「景観法」（平成17年6月全面施行）に基づき、地域の景観行政の担い手としての役割を与えられた自治体（景観行政団体）が、区域を定めて策定するものである。

景観計画には、良好な景観形成に関する方針、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針を定めることが義務付けられているほか、策定する景観行政団体の裁量で、屋外広告物の行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項などを定めることができる。

〈景観法〉	〈景観計画〉
<p>わが国で初めて、総合的な景観形成の取り組みを法制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○わが国の景観形成の基本理念 ○住民、事業者、行政の責務 ○景観形成のための行為制限や取り組み支援の制度 <p>〔法に基づき市町村等の景観行政の取り組みを強化〕</p>	<p>「景観行政団体」が一定の区域を対象に策定・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観形成に関する方針 ○良好な景観形成のための行為の制限 ○屋外広告物や公共施設の景観形成、地域の取り組み支援のしくみ <p>〔方針レベルにとどまらず具体的な基準等を設定(変更命令も可)〕</p>

※景観行政団体

景観行政団体は、地域独自の良好な景観形成に取り組んでいる自治体であり、主に政令市や中核市が主体となる。その他の市町村は都道府県との協議・同意により景観行政団体となる。景観行政団体は、景観計画を定めることができ、区域では、建築・開発などの景観に関わる行為に対し、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じることとなる。

図：景観法と景観計画について

第2章 景観特性と課題の整理

1. 中城村の概況

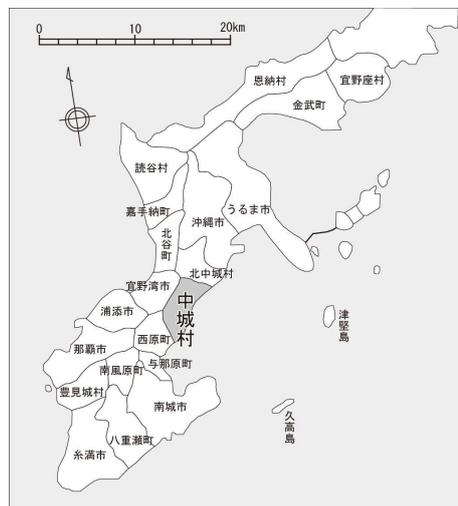
(1) 地勢

中城村は、東経 127 度 48 分、北緯 26 度 5 分、那覇から北北東へ 16 km の沖縄本島中部にあつて、西側は宜野湾市、北側が北中城村、南側が西原町と隣接し東は中城湾に面しています。

村域は 15.4 km²、南北に 7.5 km、東西に 3.5 km で、そのうち農用地が約 37%、宅地が約 13%、原野が約 16%、その他となっています。

地形は、村の中央部を南北に小さな起伏の丘陵が走り、南に糸蒲山、中央に上武当岳、北に台城岳があります。さらに東側の平坦地、その間の斜面地とあわせて 3 つに大別できます。

地質は大きく分けて古い順から島尻層群、琉球泥灰岩及び沖積層の 3 種類からできています。



図：中城村の位置

(2) 沿革

中城村内には先史時代の遺跡はほとんど発見されていませんが、北隣の北中城村の先史時代の例と同じく、人々はまず台地に定住し、比較的早く海岸に近い平地に移動して小集落を形成したと考えられます。

中城の確実な歴史は、15 世紀に中山の有力な武将だった護佐丸が読谷山の座喜味城から中城に移ってきた時から始まります。

護佐丸ははじめ山田城(現恩納村)に拠り、座喜味城に移りました。その娘は尚泰久王の妃になった人で尚泰久王は護佐丸に首里城に近いこの地を与え、城を造らせ、中城按司に封じました。これは、当時勝連半島にあった阿麻和利を牽制するためであったといわれています。

護佐丸は屋宜を港にして日本本土との貿易を盛んにし、勢力を増強しましたが、1458 年阿麻和利の議言(ざんげん)により、反逆者として攻撃を受けて自害し、その後、尚真王が中央集権を握ると、この地にも按司起が派遣され、この地を支配しました。

その後、首里王府の直轄地となって近世に至りますが、中城村域の村々は、明治 5 年に琉球藩、明治 12 年の廃藩置県で沖縄県の所管となり、明治 29 年中頭郡に所属。そして明治 41 年島嶼町村制により、中城間切の伊集、和宇慶、津覇、奥間、安里、当間、屋宜、伊舎堂、添石、泊、久場、新垣、の 12 村と現北中城村域の 11 村をもって中城村が成立しました。

しかし、沖縄戦後、村は米軍施設によって南北に分断されたため、統一行政が困難になり、昭和 21 年 5 月 20 日、北部を北中城村として分村しました。

復帰後、本村では産業の振興に力が注がれてきました。農業はサトウキビを中心に営まれていましたが、昭和 55 年頃から花卉園芸も広く営まれ、都市近郊型の農業形態へ移行しています。海岸沿いには比較的大きな石油精製・アルミ・製紙・製材などの工場が建設されています。

近年、西原町から本村の南上原にかけて琉球大学のキャンパスができ、南上原を中心に文化交流拠点地区としての発展も期待されています。

2. 中城村の景観特性

(1) 自然

本村は太平洋を東に望む海岸線を有し、海面を照らしながら登る朝日や海と空の広がり眺望できる壮大な景観が大きな特色となっています。また、自然景観の骨格である南北に伸びる斜面緑地や、国道 329 号から東の平坦部に広がる農地を中心とした良好な田園風景が、本村における自然環境の豊かさを支える要素となっています。

①地形

- ・本村の地形は、村の中心を南北に走る丘陵を境に平坦地域、斜面地域、台地地域という3層で構成されており、この地形の変化が本村の景観の大きな特長となっています。
- ・平坦地域は標高 10m以下で、広がりのある農地を中心に集落や、湾岸部には工場の立地も見られます。
- ・斜面地域はまとまりのある緑地が広がり、緩傾斜の部分には集落が点在しています。
- ・台地地域は小さな起伏の丘陵が続き、森林や農地が主体となっていますが、南側に位置する南上原地区においては、琉球大学の立地等を契機に都市景観が展開しています。



斜面地域に広がる豊かな緑地

②緑地

- ・斜面地に広がる緑地が本村の自然景観の骨格となり、点在する集落内の緑や、広く村民に利用されている吉の浦公園、各集落に整備された農村公園等の広場などと一体的に、緑豊かな景観を形成しています。



集落内の緑地

③水系・小河川

- ・本村の水系としては、普天間川や農地周辺の水路などがあります。

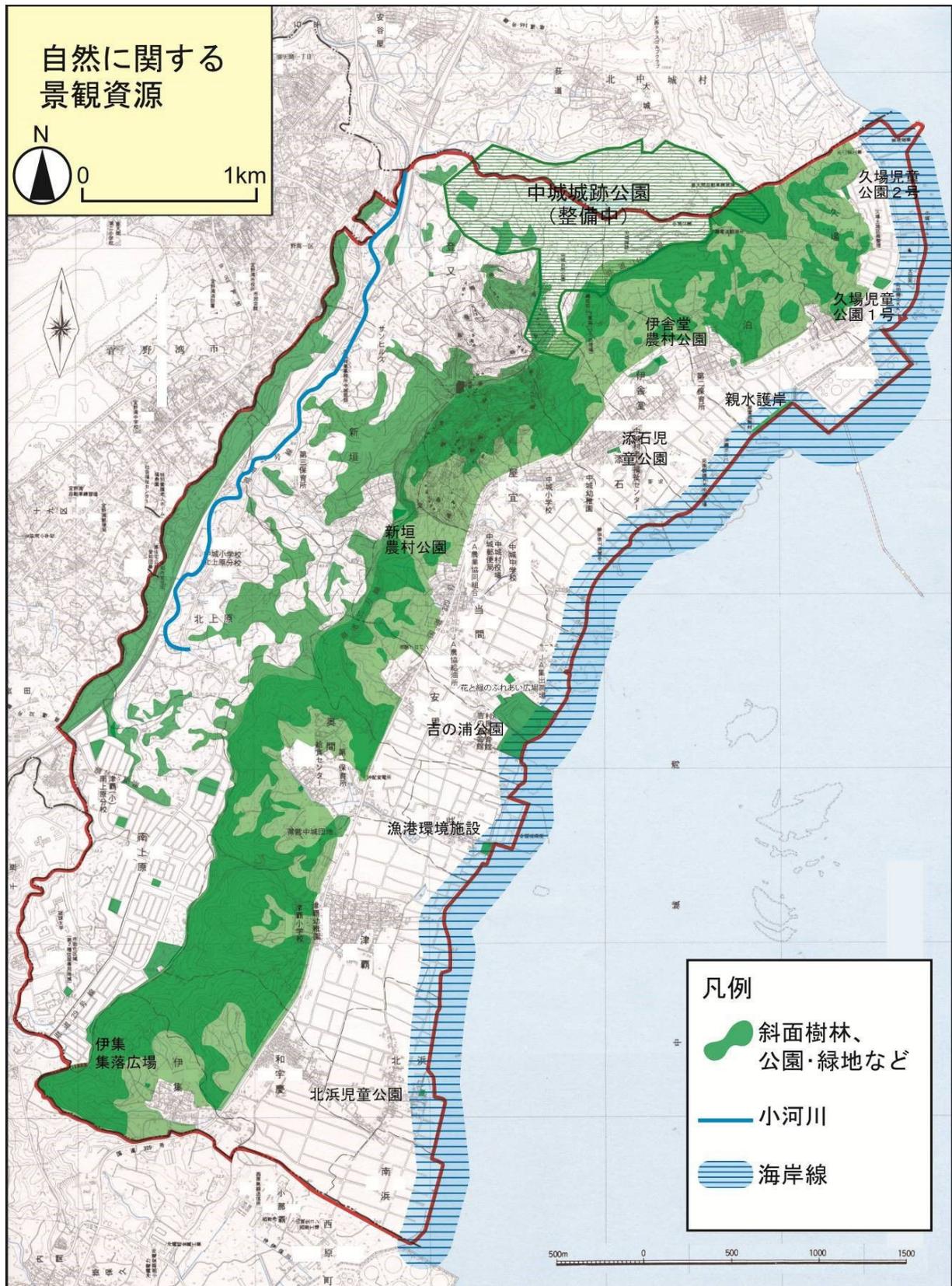
④海岸線

- ・中城湾に面する海岸線は、基本的にサンゴ礁の発達した自然海岸を有しています。また、吉の浦公園周辺においては、砂浜の海岸としての、親水性の高い空間を人工的に創出しています。



吉の浦公園周辺の海岸

図：景観資源分布図（自然）



(2) 歴史・文化

本市には、先史時代より連綿と受け継がれてきた固有の歴史があり、護佐丸がこの地を統べていた中世から近世にかけては、中城城跡をはじめとして、その時代の本村の発展を物語る数多くの史跡が残されています。これらの豊かな歴史資源は、本村の歴史景観を支える重要な要素となっています。

①集落（シマ）形成時代〔太古～古代〕

- ・中城村における歴史を遡ると、3,500年以上の太古の昔から人が住みついていたことが北中城村の萩堂貝塚の出土から推定されます。自然採集から農耕生活へ移行していく過程の中で、血縁から地縁によるまとまりを基本に集落が形成されていったと考えられています。
- ・各部落では神をまつる習慣も現われ、神の鎮座するところとして嶽（ウタキ：集落の高いところで森になっているところ）や拝所（ウガンジョ：大きな木や岩のあるようなところ）をよりどころとしながら生活が営まれるようになったと考えられます。

②間切時代〔中世～近世〕

- ・12世紀ごろになって、小さな村々を1つにまとめ支配する「按司（アジ）」が現れるようになり、按司の支配する領域単位を「間切」とし、間切毎に「城（グスク）」が築かれるようになりました。
- ・「中城」の地名は「おもろ」にもうたわれているように、古くから由緒深いもので、1440年代に按司「護佐丸」によって築かれた中城城と自然の良湾として知られた中城湾によって象徴されています。また、第2尚氏王統時代「中城」は王世子の称号に用いられ、かつ世子領とした豊穰の地として広く世に知られていました。
- ・琉球王朝期の主要な道に首里城方面からの宿次の道があり、王府と番所間を結ぶ情報の道でしたが、一方これに対して物資を運搬する道、村々相互の生活を結ぶ道がありました。ひとつは、太平洋を遠望しつつ丘陵上に行く「グスク道」であり、他のひとつは集落を結ぶ道、そして海岸線に沿って「スガチ（潮垣）道」と呼ばれる道の3本です。いずれもグスクを結ぶ道、間切を結ぶ道、物資を結ぶ道、村と村を結ぶ道として重要な意味をもっていました。
- ・中城間切の按司護佐丸が阿摩和利に討たれた時に城も破壊され、その後の本地域は農・漁村として琉球王朝時代を経ていきました。

③中城村時代〔近代～〕

- ・18世紀以後、「屋取（ヤードゥイ）」の増加によって村内にも屋取集落が立地するようになり、柚山として利用されていた台地部にも集落や農地が拓かれていきました。
- ・中城間切は、伊集・和宇慶・津覇をはじめ27ケ字で形成していましたが、その後編入、分割をくりかえし29ケ字になりました。間切の番所は1611年に中城城本丸内に設置され、以来中城間切番所、中城間切役場、中城村役場として使用されてきましたが、昭和20年の戦災により焼失しました。戦後軍施設によって村が南北に分断され、行政の執行に大きく支障をきたしたことから、1946年5月20日、宇久場、宇登又以南を中城村、宇熱田、宇大城以北を北中城村として分村しました。

④主な文化財等

本村には、中城城跡をはじめ、護佐丸の墓、安里のテラ、伊舎堂の三本ガジュマル等、数多くの文化財が現存している。また、御嶽や拝所等の生活に密着した歴史環境や、フクギの生け垣、屋敷林等の集落景観も至る所で目にすることができます。

本県をも代表する貴重な歴史資源である中城城跡では、歴史公園としての整備を進めていこうとしています。以下に主な文化財等を示します。

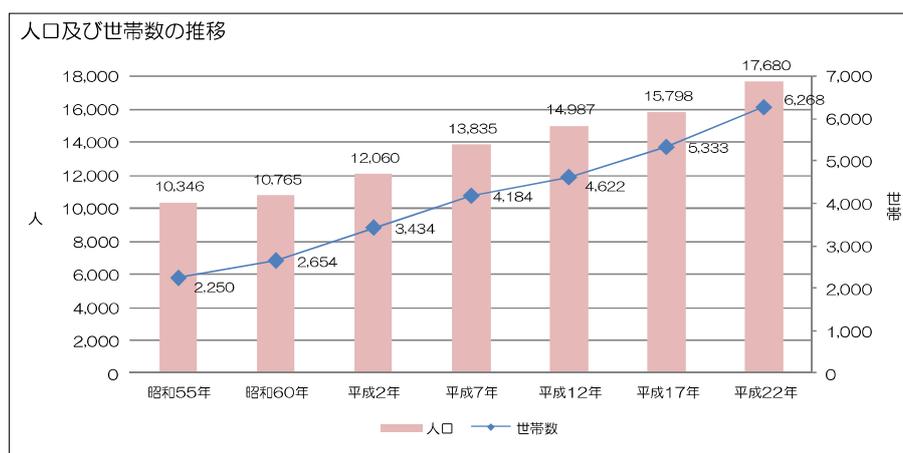
<p>●中城城跡</p> <p>沖縄県内に300ほどあるといわれているグスクの中でも最も保存状態がよく、城壁や拱門などの遺構も多くが築城当時のまま残っている。1972年に国の史跡と指定され、1995年から発掘調査や石積修復工事などの保存修理事業が行われている。</p> 	<p>●伊舎堂の三本ガジュマル</p> <p>伊舎堂の集落は、かつて中城城跡の近くにあったとされ、現在の地に移動してきた三組の夫婦が記念してガジュマルを植えたとされている。現在の木は戦後に植えかえられた三代目とされ、村の史跡に指定されている。</p> 	<p>●安里のテラ</p> <p>子孫繁栄・無病息災などを祈願する拝所であり、県の指定有形民俗文化財に指定されている。</p> <p>その昔、お告げにより出てきた霊石を安置して拝むと、病が癒えたという話が周辺に広まり、人々が参詣に訪れるようになったといわれている。</p> 
<p>●ギイスのテラ</p> <p>中城城跡の南西部にある拝所であり、その昔、添石村に住むマス島袋という人の先祖が村の上洞に霊石を安置し、祭祀を行ったのが始まりとされる。現在の地番は登又で、「夜半前（ヤハンメー）御嶽」とも称されている。</p> 	<p>●泊の大クワディサー</p> <p>地元の伝承によると、約200年前に首里王府から派遣されてきた中城間切番所の役人が任期を終えて離任する際、懇意にしてきた泊村の人たちとの別れを惜しんで植えたものだとされている。村の天然記念物に指定され、近くにはシチャヌカーも設置されている。</p> 	<p>●護佐丸の墓</p> <p>15世紀中ごろ活躍した中城控司・護佐丸の墓で、台城にある。現存する亀甲墓としては県内でも最も古い時代のもので、文化的にもきわめて価値の高い墓である。護佐丸をはじめ第7代までの子孫の遺骨が安置されているといわれている。</p> 

(3) 生活・産業

①人口

本村の人口は、17,680人(平成22年国勢調査)で、平成17年と比較して1,882人(11.9%)、昭和55年と比較して7,334人(70.9%)増加しています。

世帯数も増加していますが、1世帯あたりの人数は年々低下傾向にあります。琉球大学の学生の村内居住者の増加なども要因としては考えられますが、全体的に核家族化が進んできているといえます。



資料：国勢調査

②土地利用

農業を基盤としてきた本村では、農用地、山林、原野を主体とする農村的土地利用が特徴となっています。これまで土地改良による農用地整備等により、農用地の合理的な土地利用計画が進められてきました。

近年では、南上原地区の区画整理事業の進捗に伴い、琉球大学周辺における市街化が大きく進んでいます。また、幹線道路である国道329号沿道等においても宅地化が進行しており、村全体として都市的な土地利用の需要が高まってきています。



農地が広がる沿岸部

③産業関連

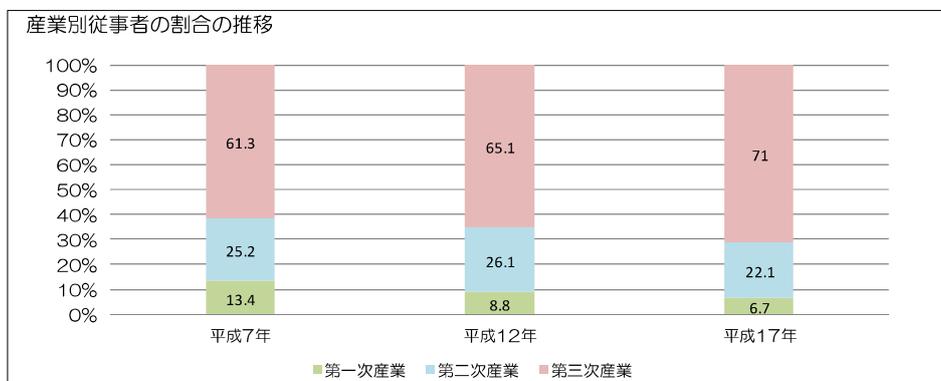
本村における産業は、サトウキビを主要作物とする農業を基盤にして発展を遂げてきました。しかし、近年におけるサトウキビ生産を取り巻く環境の悪化から、野菜、花き、果物への転換が近年進んでいます。

また、建設業を中心とする第二次産業は横ばい傾向であり、第三次産業ではサービス産業の増加が顕著です。

村全体において農漁業の一次産業を中心とした形から第三次産業を中心とした産業構造への移行が見られます。



サトウキビ畑



資料：国勢調査

④道路

本村の交通体系は、村域を南北に貫く国道 329 号と、沖縄自動車道、県道 4 路線の幹線道路、それに接続する多くの村道、農道、集落内の路地で構成されています。

幹線道路は、周辺の宜野湾市、北中城村、西原町や、那覇市、沖縄市を結び、交通の動脈となっています。また、街路樹としてはアカギを基本として植栽されており、緑の潤いを与えていますが、年間を通じた維持管理の面で、過剰な剪定が行われており、良好な沿道景観の形成という点では改善を図っていくことが必要です。



国道329号沿道

⑤公共施設

本村の義務教育施設は、中学校 1 校、小学校 2 校と 1 つの分校及び広域的校区を有する琉球大学附属小中学校が立地しています。

また公共施設としては、国道 329 号沿いに中城村役場が、吉の浦公園周辺において村民体育館やグラウンド等の拠点施設が集約して立地し、字毎の公民館などともに利用率が高くなっています。



吉の浦公園周辺

(5) 中城村の集落景観

①歴史を感じる集落

中城の集落はその多くが平坦部と斜面部の境界となる国道周辺に立地し、斜面部の緑地との営みとしてのつながりを感じることができます。

また、古くからの道路形態を残す集落も数多く、伊舎堂、伊集、添石などにおいては、昔ながらの琉球石灰岩を用いた石垣やフクギがその歴史を感じさせてくれます。



集落内の石垣とフクギ

②自然と調和した集落

緑地の多い斜面部においては、周辺の緑と一体となった集落環境が形成されており、緑の中に淡い色彩の建物が建ち並ぶ様子は、本村における優れた景観を構成する大きな要素の一つと言えます。

また、12～13世紀ごろに形成されたとされる新垣には、新垣グスクが所在し、さらには中城城跡へとつながるハンタ道の整備により、緑あふれる自然と歴史を感じることができる住環境が形成されています。



斜面緑地の中に点在する集落

③村の中心となる集落

村の中心となる集落は、当間を中心として形成されており、政治・教育・文化の拠点施設である村役場や中学校、また吉の浦会館や公園等のほか、ホームルの食品缶詰工場やJ A出荷場等の産業関連施設が立地しています。

そのため、村内における良好な景観形成を図っていく上で、先導的な役割を担っていくことが望まれます。



村の中心部（中城小学校周辺）

④新しく形成された集落

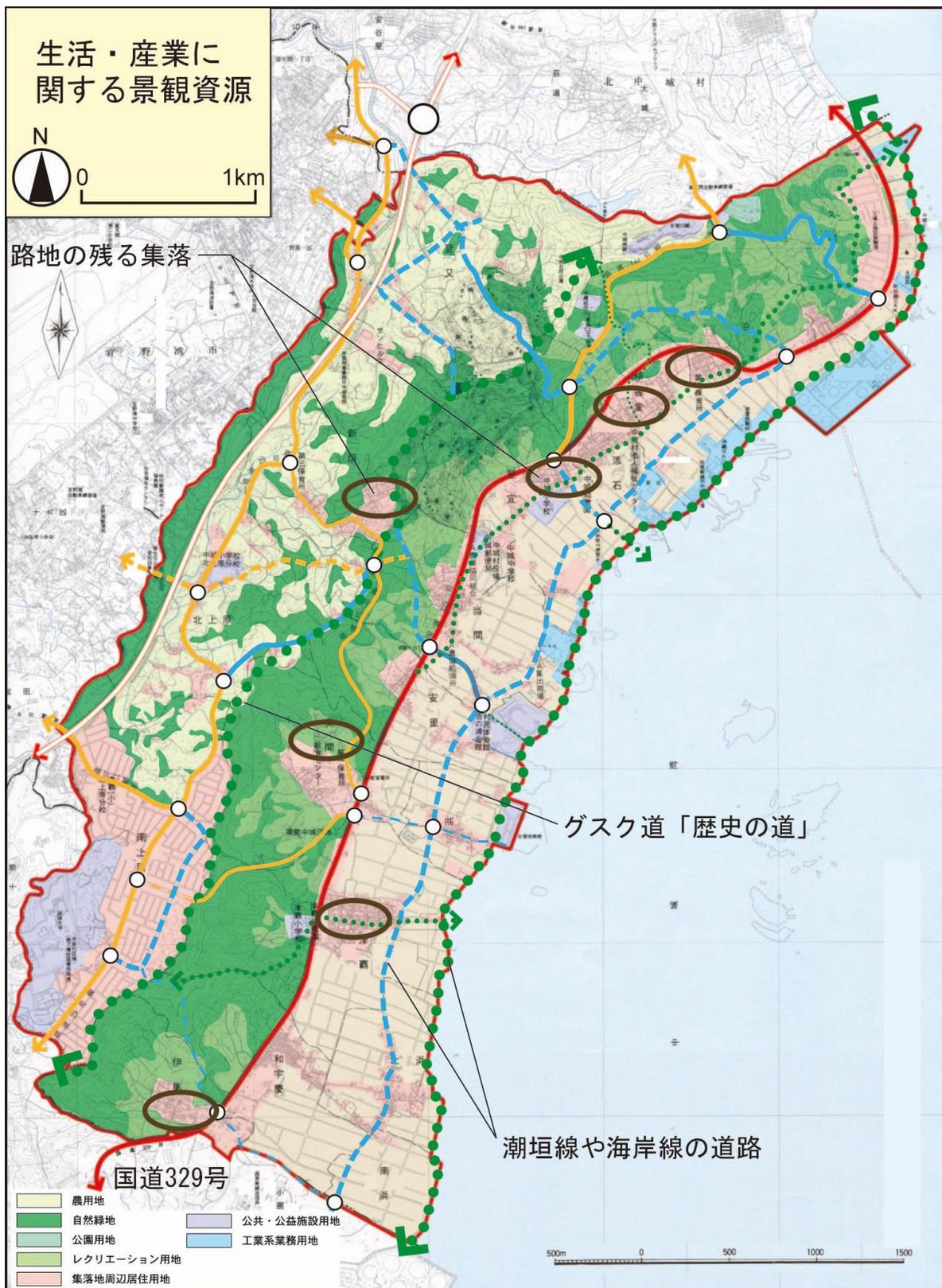
中城村では特に台地部において新しいまち並みが形成されています。平成6年に自治会が発足したサンヒルズタウンや、琉球大学の移転や区画整理事業により住宅やアパート・マンションの増加した南上原地区などです。

こうした新しく形成された集落についても、「村の中心の集落」と同様に景観の適切な誘導を図っていく必要があります。



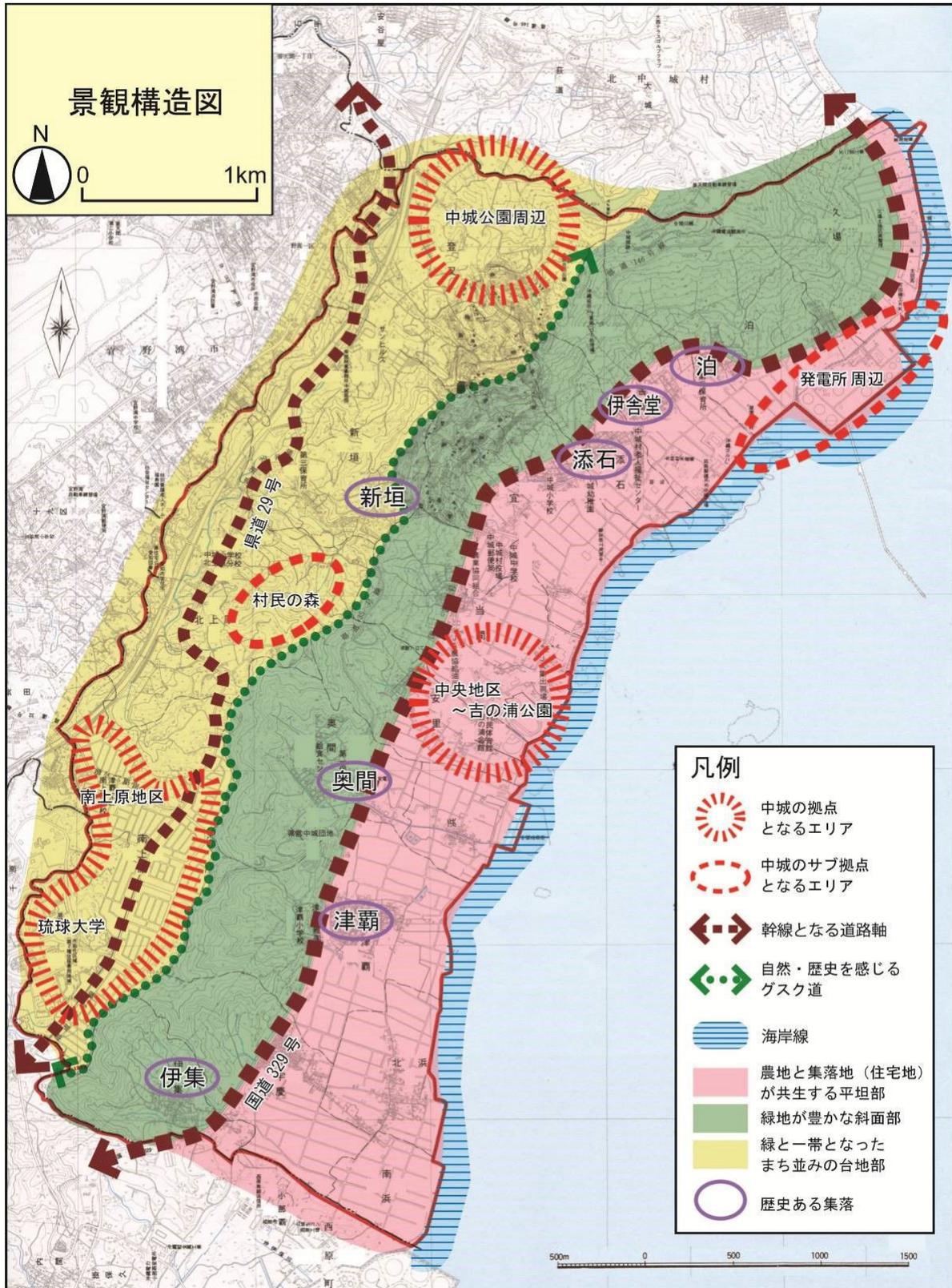
サンヒルズタウン

生活・産業に関する景観資源分布図



3. 中城村の景観構造

前述したように、本村は地形的な特徴から平坦部、斜面部、台地部にエリアが分けることができ、またこれらに沿岸部を加えて、4つのエリアとして、景観構造の把握を行うこととします。以下にこれまでの景観特性を踏まえた景観構造図を示します。



要素毎の景観資源を整理すると以下のように大別することができます。

要素	景観の特徴	代表的な景観	景観計画における考え方	
① 面的要素	【地区・まとまり】 ひとつの類似性やまとまりをもって広がり、周囲と異なる特色のある地区	・中城城跡の歴史景観 ・歴史を感じる集落の景観 ・斜面部の緑地がつくる自然景観 ・平坦部のサトウキビ畑の広がる景観 ・中心市街地景観	土地利用	i. 歴史景観域 ii. 自然景観域 iii. 農村景観域 iv. 市街地・レクリエーション景観域
	【骨格・みちすじ】 線的な骨格を形成する要素。「うつり変わり」、「見え隠れ」は、副次的なものとして捉える	・水辺環境を形成する海岸線、河川景観・歴史を感じるハンタ道の景観 ・中城の発展を支えるバイパスからの沿道景観		軸
② 線的要素	【境界・ふちどり】 他の領域との境界を視覚的に意識させ、「景域」を限定する要素	・台地部の稜線の連なりを残す自然景観 ・海岸線の自然景観	拠点	
	【結節点・出入口】 本村への出入口、都市と自然との出入口、骨格が交わる結節点	・村の玄関口としての景観 ・主要な交差点となっている道路景観		
③ 点的要素	【焦点・めじるし】 周囲と異なる形態や特徴を有し、地形の象徴、ランドマークとなっている要素	・村に残る文化財などが形成する歴史景観 ・公共施設などの拠点施設からなる景観		

4. 景観形成上の問題点と課題

これまで示した中城村の景観特性及び景観構造から、中城村における景観形成については、次のような問題点と課題が整理できます。

(1) 歴史ある文化の継承

中城城跡の周辺については、村条例によりバッファゾーンに指定されていますが、開発時の届出が義務化されているのみで、開発に対する法的な拘束力を持っていません。そのため、何らかの開発圧力が生じた場合には、食い止めることができない可能性があります。

また、中城城跡以外の歴史・文化資源についても、十分な保存・活用が行われていないものが多く、各字で継承されている伝統芸能等の無形文化財を含めて、今後の保存や継承が困難なケースが目立ってきています。

課題①：中城城跡とそのバッファゾーンについては、世界遺産としての価値を損なう恐れのある開発行為は厳に慎むべきであり、これらの行為を規制していく必要があります。

課題②：村内に点在する様々な史跡・文化財については、本村の歴史的背景を語るうえで必要不可欠な地域資源であり、地域住民と連携しながら、良好な歴史、文化環境が創出できるように、規制・誘導を検討していく必要があります。

(2) 自然と調和した景観の保全・活用

南北方向に村中心を縦断する斜面緑地は、本村における景観上の大きな骨格の一つですが、平坦部からこの斜面緑地を眺めた時に、墓地開発等により樹林地が切り開かれている箇所が目立ってきています。また、今後新たな開発が起きれば、斜面緑地そのものの連続性が分断される可能性が高く、建築物や工作物等の色彩や意匠によっては、斜面緑地等の自然環境と調和しないものができる可能性もあり、視覚的に自然環境のつながりを分断することが考えられます。

また、石垣とフクギという伝統的な集落形態を、かつては多くの集落で見ることができましたが、近年においてはその数は大幅に減ってきており、ひいては通りや集落全体としての緑量の低下につながっています。

課題③：平坦部の背景となっている斜面緑地は、村民の生活に潤いを与えてくれる自然環境として、適切な維持・保全が必要であり、村内において東側からの眺望の背景として、開発行為等により景観が乱されることのないように配慮していく必要があります。特に、大規模な建築物及び工作物等を建設する際には、事業者との調整を行いながら、斜面緑地の緑を含めた周辺の自然環境に配慮した色彩や意匠となるように配慮していく必要があります。

課題④：集落内においては、公共空間における緑化整備と連動し、民地における緑化の推進により、通りや集落全体として、背景となる斜面緑地等の自然環境と調和した集落環境の創出を図っていくことが必要です。

(3) 生活と産業の発展

村内に広がる豊かな農地は、サトウキビ畑を中心として、村の産業基盤の根幹を成しており、中城村らしい風景を支える景観資源です。

しかし、近年においては、村の農業を取り巻く状況は厳しさを増しており、農業従事者の減少に伴う耕作放棄地の増加などが目立ってきており、農村景観の維持が困難になってきています。

一方、沿岸部においては、今後、火力発電所周辺を中心として、新たな工場の誘致等が進んでくることが考えられます。こうした工場施設等は、規模が大きく、景観面における影響も非

常に大きいため、不調和な色彩や意匠のものができてしまった場合には、村全体としてのイメージの低下につながる可能性もあります。

課題⑤：農村景観の保全には、産業としての農業の安定的継続が必要不可欠であり、そのためには、農業振興施策等との連携を図りながら農用地利用の促進を図っていかねばなりません。

その上で、農地を背景とした開発については、周辺の農村環境に配慮した色彩や意匠となるように配慮していく必要があります。

課題⑥：工業系の用途を誘致する久場・泊地区においては、周辺環境への配慮とともに、本村における将来イメージを先導することが可能な建築物・工作物の色彩や意匠となるように配慮していく必要があります。

(4) 集落ごとの個性

村中心部の当間地区やその周辺地区、また国道 329 号や県道 29 号といった幹線道路沿いにおいては、商業・業務系施設の立地があり、特に南上原地区においては、今後も同様の施設の立地が進むことが考えられます。また、吉の浦公園周辺までを含めたエリアについては、公共施設やサービス施設が集積するまちの拠点として、村民の日常生活に資するサービスの向上に向けた土地利用の形成が求められています。

一方で伝統的な形態を残す集落については、道路の拡幅等による街区構成の変化や既存樹木の伐採等により、それぞれの地区の個性が失われつつある一面もあります。

課題⑦：字ごとの特性を活かした景観づくりを推進することによって、地域の活性化と景観形成を両立していくことが必要です。特に当間地区等の公共施設が集積する村の中心部や南上原地区等においては、経済活動の活性化という視点からの景観づくりも重要になってきます。一方、その他の集落においては、既存集落の形態を保全しながら、集落が本来もっていた歴史・文化的機能の回復を図り、伝統的な集落景観の維持に努めていくことが必要です。

その上で、周辺の農村環境に配慮した色彩や意匠となるように配慮していく必要があります。

(5) 地域での取り組み

村民ニーズに合った景観づくりや、それらのニーズが隔々まで行きとどいたきめ細やかな景観づくりを進めていくことを目指していく為には、村民、事業者の主体的な取り組みを促し、景観に対する意識の醸成を図っていかねばなりません。

課題⑧：村民ひとりひとりが、良好な景観は村民の共有財産であり、景観づくりが地域振興や観光振興へつながるという感覚を持つことが必要です。また、全村的な景観の課題についての認識を深め、日常の暮らしの中で見つめていく機会をつくり村民、事業者、行政の協働による取り組み体制の構築を図っていきます。

第3章 良好な景観の形成に関する方針

1. 基本理念

「とよむ」とは「鳴り響く」という意味の言葉です。この言葉は、中城においては文化・生活すべての面で活気があり、世に響き渡る理想的な村の姿を表す端的な言葉であると考えられてきました。琉球王朝時代の中城間切には、護佐丸や中城城などの歴史を彩る人物や史跡が登場し、琉歌にも「とよむ中城 吉の浦のお月 みかげ照りわたて さびやねさみ（世に名高い中城城から吉の浦を眺めると月が美しく照りわたり、なんと平和なことか、とても災いなどあるはずがない）」とうたわれています。

この琉歌にうたわれた風景は、それまでに形づくられてきた自然と、その上に育まれてきた歴史や文化と調和した暮らしの上に成り立っているものであり、今を生きる私たちにも受け継がれる村民共有の財産です。そして、私たちはこの風景を享受することで、日々の暮らしを心豊かに過ごしていくことができるのではないのでしょうか。

さらに、「景活同源」という言葉があります。これは、景「景観的なまとまり」と活「村民の暮らしや産業が生き生きすること」はまちづくりの根本であり、一体であるということの意味しており、すべての村民が心豊かに暮らし続けるためには、この風景という財産を着実に守り育てていくことが必要であるといえます。「景は活のために。活は景のために。」そして、中城村が未来永劫にとよむために、本計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念 「とよむ中城」 心豊かな暮らしを支える風景づくり

また、前述した課題を解決していくため、以下の5つの「景観づくり」へと展開させるものとします。

- (1) 歴史ある文化を継承する景観づくり
- (2) 自然と調和した景観を保全・活用する景観づくり
- (3) 生活と産業の発展につなげる景観づくり
- (4) 集落ごとの個性を活かした景観づくり
- (5) 地域のみんなで取り組む参加型の景観づくり

2. 景観形成方針

(1) 歴史ある文化を継承する景観づくり

方針①：世界遺産「中城城跡」を有する村にふさわしい歴史文化の保全・活用

世界遺産である「中城城跡」の近傍では、大規模な建築物や工作物の建設等の抑制を図り、中城城跡周辺の環境保全はもとより、中城城跡から、さらには周辺からの中城城跡への良好な眺望景観が保たれるよう配慮します。また、中城城跡に関連するグスク道などの保存・活用を図ります。

方針②：村内各地の歴史・文化の固有資源の保全・育成

村内には、テラやウタキ、伊舎堂の3本ガジュマルなどをはじめとして、歴史ある伝統芸能の舞台となる場などが、いまなお人々の生活に密接に関係しながら、中城村の個性を形づくる歴史・文化資源として数多く存在しています。

これらは、住む人に郷土への愛着を育むとともに、観光産業の発展にも寄与するかけがえのない財産であるため、重要な景観資源として守り・後世へと受け継いでいくものとします。また、この中でも特に重要な景観資源の近傍では、大規模な建築物や工作物の建設等の抑制を図り、建築物の新築や改築等にあたっては、その地域ならではのたたずまいの継承を基本とします。

(2) 自然が調和した景観を保全・活用する景観づくり

方針③：中城湾に望む地形の連なりと自然や眺望の保全・活用

中城湾から内陸部へと連続的につながる、平坦部、斜面部、台地部の地形からなる自然景観は、それ自体が良好な景観資源として、村の基盤を形成しています。

このような自然景観は村内のいたるところで、豊かな自然環境の雰囲気醸し、住む人に潤いと安らぎを与え、訪れる人には驚きと感動を与える源であることから、自然景観を適切に保全し、これら自然景観と調和した一体感のある景観形成を推進することとします。特に、建築物や工作物の建設の際には、周囲の自然景観から突出した印象を与えることのないよう、周辺との調和や、眺望景観への配慮を行います。

方針④：将来を見通した緑豊かな住環境・集落景観の育成

中城村の緑の集落景観は、斜面部、台地部における自然環境が、村の中心部や集落の背後景観として、また集落内の緑地景観としての役割を果たすことで、その基盤を形成しています。さらに、集落内のフクギなどを始めとした樹木は、通りに潤いを与え、中城らしい集落景観を形成しています。

このような緑豊かな景観を、将来を見通して育んでいけるよう、道路に面する部分や、車庫及び駐車場の外周などにおいて、中城村内の集落に調和する樹木を用いて、緑化の促進を図っていきます。

(3) 生活と産業の発展につなげる景観づくり

方針⑤：営農環境の改善による基盤強化と農地の広がりへの保全・活用

平坦部では、その農用地の広がりからサトウキビ畑を中心とした土地利用が発展し、沖縄らしい農村景観が広がっています。

この「農」を感じることでできる景観は、中城村の人々が永きにわたって築いてきた生活の風景であり、固有の風土の中で形成されてきた原風景ともいえる、大切な景観資源であることから、農業振興施策等との連携を図りながら、昔ながらの景観の良さを維持し、生活と調和した農村景観を育んでいくものとします。特に、建築物や工作物の建設等を行う際には、周辺の景観から突出した印象を与えることがないように、規模や色彩の誘導を図り、周辺に広がる農地と調和のとれた景観形成を推進します。

方針⑥：新たな産業施設の立地に応じた先導的将来イメージの構築

沿岸部における工業系業務地区周辺（久場・泊地区）では、発電所の立地に伴い、新たな産業施設の立地が推進される現状にあります。

そこで、今後建設されていく建築物や工作物の形態や意匠に関しては、中城村における将来イメージを先導することができるよう、適切に誘導していくものとします。

(4) 集落毎の個性を活かした景観づくり

方針⑦：中心地及び主要道路沿道のイメージアップと字ごとの取り組み推進

中城村の中心地及びその周辺や、南北をつなぐ国道329号及び南上原地区を通る県道29号、32号といった幹線道路沿いの一部では、商業施設や業務系施設、屋外広告物等が立地しています。

こうした地域では、経済活動の活性化と景観形成を両立しつつ、快適、安全で魅力ある景観の創出を推進していくことが必要です。

特に、公共施設やサービス施設が集積する村の拠点として、活気ある新しい雰囲気と中城らしい受け継いできた雰囲気とのバランスを保ちながら、村の顔として風格ある景観づくりを推進します。また、その他の集落、通り沿いにおいても、歴史を感じる特徴的な街区構成や既存樹木の活用などを図り、地区特性に応じた景観形成を促進します。

(5) 地域のみんで取り組む参加型の景観づくり

方針⑧：地域が協力して育てていく景観づくりの推進

景観は、自然、歴史、文化を背景に、そこに暮らす人々の営みの積み重ねにより形成されるものであり、地域住民の暮らしや意識が目に見える形となって現れたものと言えます。また、地域住民の良好な景観に対する意思や景観形成に対する努力が、村に対する誇りや愛着を育み、後世に良好な景観を残していく原動力になるものと考えられます。

村民をはじめ、事業者、行政の協働のもと、集落や村が一体となって、意識啓発を行いながら景観づくりを推進することで、新たな中城村における絆を深め、また良好な景観を形成することで、観光産業の活性化につなげていくなど、取り組みを適切に地域活性化へと活かしていきます。

3. 要素ごとの景観形成方針

基本理念・方針に基づき、景観形成方針を、土地利用等の面的要素、道路・河川等の線的要素、史跡・公園等の点的要素として位置付けます。

①土地利用（面的要素）

i. 歴史景観域
<ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産中城城跡と関連史跡、周辺環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・中城の「宝」である中城城跡とその周辺環境を含めて、保全に努める。 ●中城城跡からの眺望の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・中城城跡からの村全体への眺望と、周辺からの中城城跡への眺望の保全に努める。 ●歴史的まちなみの残る集落形態の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・新垣地区などの歴史を感じる景観を有する集落形態を保存し、地区内の建築物等と一体となって、景観形成を図る。 ●歴史学習や観光への活用 <ul style="list-style-type: none"> ・中城城跡の魅力をも再認識することのできる歴史学習や観光プログラムとして活用する。
ii. 自然景観域
<ul style="list-style-type: none"> ●中城の集落の背景となる緑地の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・中城の集落の背景となる斜面部の緑地と稜線を積極的に保全する。 ●墓地の適正な誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・斜面部における墓地の立地を適正に誘導していく。 ●連続する地形の中での眺望の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・眺望を楽しめる場として整備し、案内板等の設置により保全・活用に対する意識啓発を図る。
iii. 農村景観域
<ul style="list-style-type: none"> ●サトウキビ畑の広がる農村景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・まとまりのある農地の維持・継承により景観の保全を図る。 ●農業振興への展開 <ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の支援、育成など、営みのある農村景観の維持のための農業振興施策の展開を検討する。 ●耕作放棄地の解消・有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や地域住民等との連携、協力のもと、耕作放棄地の活用の取組みを推進する。
iv. 市街地・レクリエーション景観域
<ul style="list-style-type: none"> ●活気と風格ある市街地景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理事業による市街化が進む南上原地区においては、今後も新たな住宅や店舗・業務施設等の建設が予想されることから、中城の新しい景観として、村全体の今後の景観を先導するよう、周辺の自然や風土に配慮した景観形成を図る。 ●工業系業務地内における適切な景観誘導、調和 <ul style="list-style-type: none"> ・工場地内やその周辺では、住宅や農地など周辺地域との調和に配慮したデザインや色彩を採用し、落ち着いた色彩のフェンスや植栽等により、敷地境界部での景観形成を推進する。 ●建築物等の色彩やデザインの上 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境との調和に配慮した色彩やデザインを奨励し、大規模建築物は、壁面、屋根等のデザインの誘導を図る。 ・駐車場周囲や屋上、壁面緑化等、敷地内緑化を推進する。



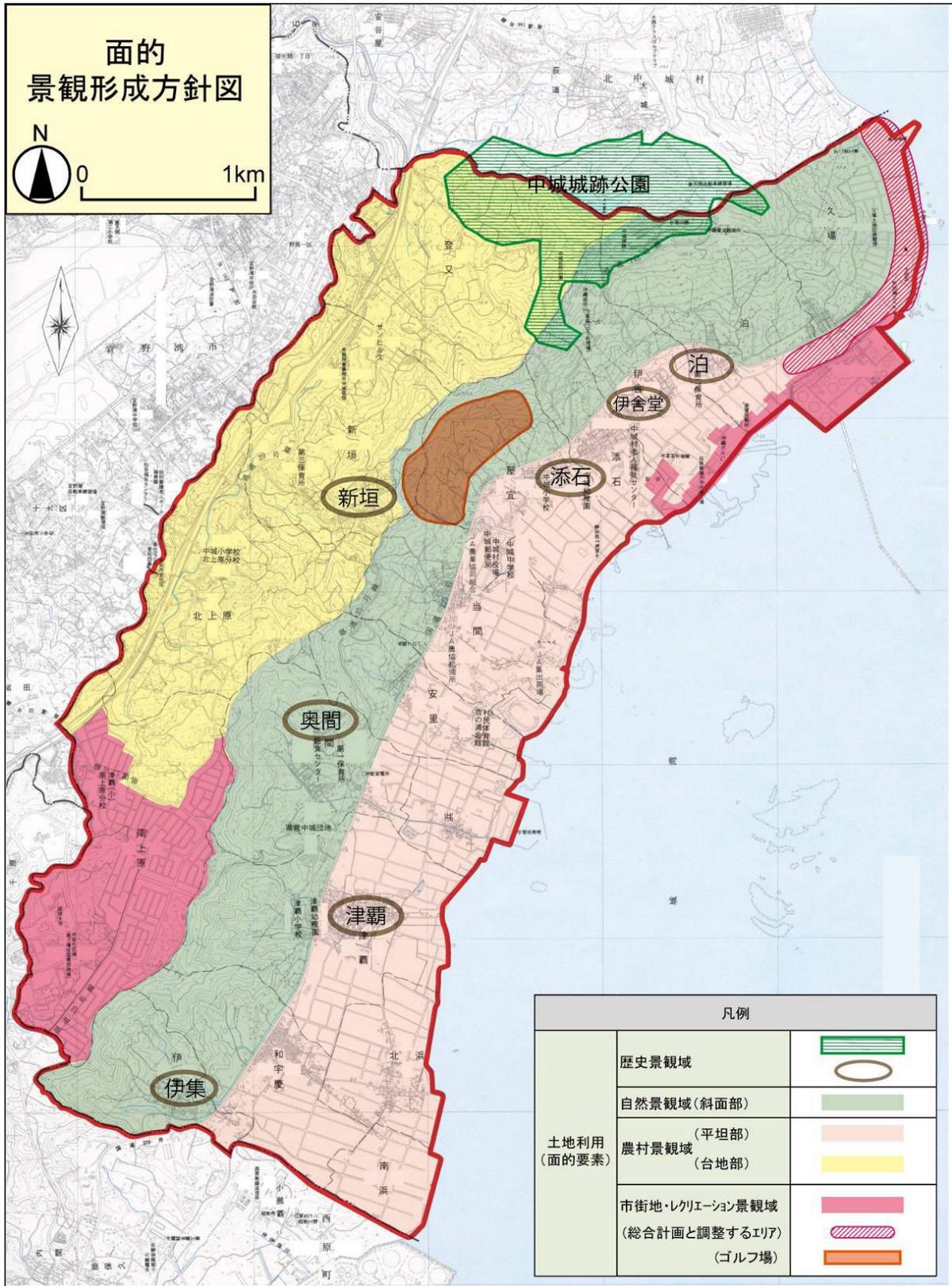
城跡からの眺望



さとうきび畑と集落



吉の浦火力発電所



②軸（線的要素）

i. 自然的景観軸
<p>●水と緑の景観軸づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いや普天間川沿いを活用した集いの場や、快適に散策できる遊歩道としての環境保全に努める。 ・周辺住民や事業所などの理解、協力により、環境美化活動の推進を図る。 ・緑化の促進により、河川・海岸線沿いの水と緑の空間に調和した景観を形成する。 ・ウォーキングなどのイベントへの活用や、海岸線を介して隣接する北中城村、西原町との連携を図る。
ii. 歴史と文化の景観軸
<p>●ハンタ道沿いの沿道景観の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンタ道沿いの歴史・文化系景観資源の保全・活用を推進する。 ・かつての通りのイメージを踏襲するなど、沿道建築や工作物に対する景観形成についてのルールづくりを行う。 <p>●歴史・文化を感じる景観資源のネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内板やまち並みの演出、ルートづくりなどの演出により、人々が回遊する軸の位置付け、整備を図る。 <p>●歴史ツーリズムへの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化系景観資源の情報発信を充実し、周辺住民や事業者の認知を高め、ツーリズムへと活用する。
iii. 都市的景観軸
<p>●主要道路沿いにおけるイメージアップの景観誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との協議、周辺居住者や事業者の協力のもと、街路樹の改良や、民有地における緑化を推進する。 ・周辺環境に配慮した屋外広告物の意匠や色彩への誘導を図る。 <p>●歩行者空間の安全性と快適性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩いて楽しい歩行者空間づくりとなるよう、道路整備や沿道景観の向上を図る。 <p>●沿道の眺望点となる視点場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地や道路沿線の公園や緑地の整備などにより見晴らしを味わう眺望点を確保する。



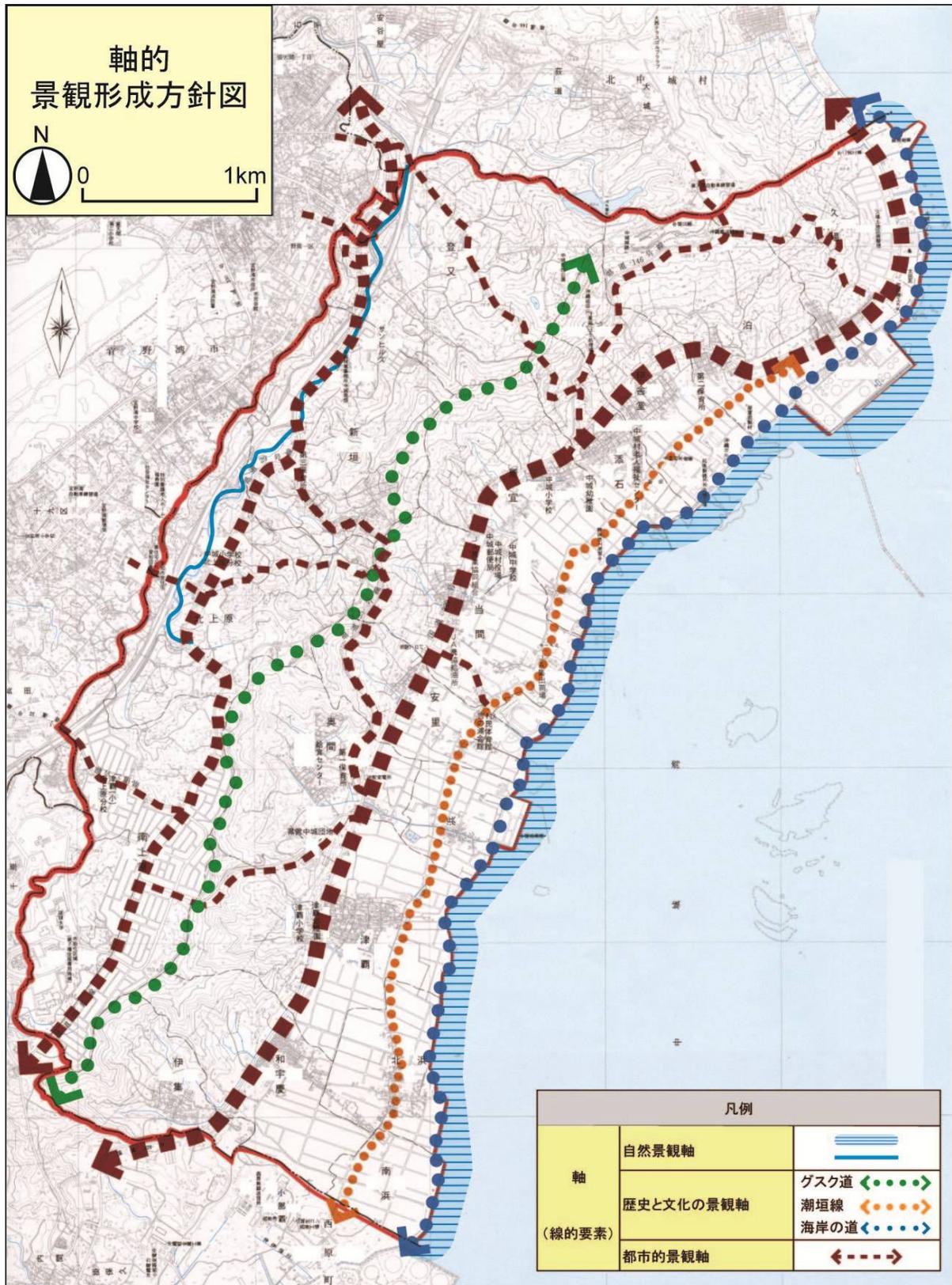
海岸沿いの自然環境



ハンタ道からの眺望



国道329号沿いの屋外広告物



③拠点（点的要素）

i. 景観上重要な交差点	
●村の玄関口にふさわしい景観整備	・村の玄関口にあたる拠点として、建築物や工作物の意匠や壁面の色彩、さらに屋外広告物等についてのルールづくりを行う。
●沿道の土地利用に対する誘導	・建築物等の立地にあたっては、周辺景観と調和した壁面の色彩や形態等に関するルールづくりを行う。
ii. 自然的景観拠点	
●吉の浦公園及び周辺の公園・緑地の活用	・市街地や道路沿線の公園や緑地の整備などにより山並みや見晴らしを味わう眺望点を確保する。
●眺望景観の保全・活用	・河川・道路の結節点、ゴルフ場周辺など、見晴らしの良い地点を景観拠点として位置づけを明確にする。 ・眺望を楽しめる場として整備し、案内板やサイン等の設置により保全に対する意識啓発を図る。
●イベントや環境学習などへの活用	・地域の拠点となる場として情報発信を図り、イベントの開催など、村民が集う場づくり、自然環境などを学ぶ場として活用する。
iii. 歴史と文化の景観拠点	
●中城の歴史・文化を感じられる景観資源の保全・活用	・歴史・文化資源の保全に努め、その情報発信などにより活用を図る。
●「村民遺産」としての景観まちづくりの推進	・村内の歴史・文化資源を「村民遺産」として位置付け、周辺の建築物や工作物に対しても景観配慮を行うことにより良好な景観まちづくりを推進する。
iv. 眺望景観拠点	
●ダイナミックな眺望を感じられる視点場の保全	・中城城跡からの眺望や、平坦部から城跡への眺望、アガイティータ橋からの眺望など、主要な視点場の保全や整備を図る。



西原町から村への入口部



歴史・文化資源の保全



アガイティータ橋からの眺望

